

令和7年度 第3回国立大学法人静岡大学長選考・監察会議議事要録

日時 令和7年9月24日（水）13時25分～14時38分
場所 静岡キャンパス 事務局4階学長応接室
出席者 赤塚、大石、鈴木、牧田、大島、鎌塚、山本、福田の各委員
欠席者 なし
陪席者 飯田、河島の各監事、佐藤事務局長、興津総務部次長
事務局 中尾総務課長，杉山総務課副課長

I 前回議事要録の確認

令和7年度第2回（令和7年6月24日開催）議事要録（案）について、原案どおり承認した。

II 審議事項

1 学長適任候補者及び推薦人等の活動について

議長及び事務局から、資料1により、学長選考における学長適任候補者及び推薦人等の活動に関する指針（たたき台）の提案説明があり、種々意見交換を行った。議長及び事務局において、委員から出された意見を踏まえて、同指針の見直しを行い、次回以降の本会議に改めて提案することとした。

（委員から出された主な意見等）

- ・周知の際には、どのようなケースで指針が適用されるか、具体例を挙げる必要があるのではないか。
- ・指針の対象者は、教職員に限定するのか。他大学の例を参考に、意向投票が円滑に行われるため、すべての関係者を対象とした表現にしては如何か。
- ・対象者を限定することは、対象者へ事前に注意を促す意味もあると思う。
- ・指針に違反する行為があった場合について、学長選考・監察会議には処分を行う権限はないため、誤解を招く表現は避けた方がよい。
- ・指針の意に沿わない行為はしてはいけないという趣旨の文言は入れた方がよい。
- ・4の文言がなくても、指針自体があれば、逸脱した行為があったときに、その行為を止めるように申し入れすることはできる。
- ・指針は、次回選考に限るものではなく、それ以降も継続して適用するものとして策定する。
- ・「支援者」は曖昧な表現のため、一考を要する。
- ・タイトル等を「学長適任候補者及び推薦人等の活動」としているが、対象者を限定する必要はない。

III 報告事項

1 学長選考等にかかる他大学へのアンケート調査について

事務局から、資料2により、学長選考等にかかる他大学へのアンケート調査について説明があった。

IV その他

1 現学長の業績確認について

議長及び事務局から、資料2により、現学長の業績確認について説明があり、次回会議における学長との意見交換の実施方法を確認した。

以上